

回 答 書

業務名：スマートフォンを活用した健康づくり取組検討業務

NO.	質問	回答
1	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について アンケート実施調査の人数約2000人というのはアンケートDMの発送数と解釈しますが、それで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について 業務内容に「住民基本台帳の閲覧」とありますが、台帳そのものの手配は県のほうでいただけるということでしょうか。	あらかじめ県から調査対象となる市町村に対して、文書で協力を依頼しますが、台帳そのものの手配はしません。受託事業者で台帳閲覧してください。なお、台帳閲覧には手数料が必要となる場合がありますので、御留意ください。
3	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について 「聞き取り調査」についての会場設定と設営は、県のほうで手配いただけるということでしょうか。	会場設定と設営は受託事業者でお願いします。なお、聞き取り調査対象者は、受託事業者と相談のうえ、県から指示します。
4	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について 「アンケート調査」「聞き取り調査」の対象の方々へのインセンティブ（御礼）は不要と考えますが、それでしょうか。	「アンケート調査」については、記名方式で実施するのか、無記名方式で実施するのかによっても、インセンティブ（御礼）の要否の判断は異なるものと考えます。また、「聞き取り調査」のインセンティブ（御礼）についても、調査の実施方法によってその要否の判断は異なるものと考えます。効果的な調査となるよう、それぞれの実施方法をご提案願います。
5	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について 「アンケート調査」「聞き取り調査」を同時に行うか、時期をずらして行なうか、すでに県で決定しているのであれば、教えてください。	「アンケート調査」「聞き取り調査」を同時に行っても、時期をずらして行っても、どちらでも構いません。より効果的な実施方法をご提案願います。

6	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について 聞き取り調査の対象者への「謝礼」の支払いは、本業務に含まれるのでしょうか。含まれる場合、基準となる金額等、想定されておりましたら、お教え願います。	「聞き取り調査」の対象者への「謝礼」の支払いは、効果的な調査となるよう、実施方法をご提案願います。なお、基準となる金額等は特に決めていませんので、調査の実施方法に含めてご提案をお願いします。
7	仕様書「4. 業務概要（4）関係市町村、保健所等を対象にした事業説明会をはじめとする各種打ち合わせ会議の資料・議事録の作成」について 事業説明会や各種打合せ会議の「回数」や「実施時期」等について、想定されておりましたら、お教え願います。	事業説明会については、契約後となる9月に、アンケート調査の対象となる5市町村程度、それぞれに各1回実施することを想定しています。各種打ち合わせ会議については、契約後となる9月以降、月1回程度の開催を予定しています。
8	仕様書「2. 事業の目的」について 「奈良県版「健康スマホ」の機能・内容、及び、その導入可能性の検討を行う。」とありますが、現時点で想定されている来年度以降のご予定がございましたら、ご教示いただければ幸いです（例えば、本業務の検討結果を踏まえ、来年度当初より導入に向けた準備を始める、など）。	来年度以降の予定は現時点では未定ですが、想定としては、今年度の調査結果を踏まえてさらに検討を進めると判断した場合は、来年度はまず、システム化の実現可能性等の検討に着手する予定です。
9	仕様書「4. 業務概要（4）関係市町村、保健所等を対象にした事業説明会をはじめとする各種打ち合わせ会議の資料・議事録の作成」について 議事録は一言一句を記録したものか、発言の趣旨をまとめたものか、どのように作成するかについてご教示いただければ幸いです。	議事録は一言一句を記録する必要はありませんが、会議の雰囲気や発言者の意図するニュアンス等が明らかとなるよう作成していただく必要があります。
10	仕様書「6. 成果品（1）提出物」について 概要版、報告書及び検討資料について、想定する仕様（ページ数、白黒またはカラーなど）がございましたら、ご教示いただければ幸いです。	あらかじめ定めた仕様はありませんが、業務や検討の内容が十分、かつ、明確にわかる概要版、報告書及び検討資料を作成していただく必要があります。そのために必要な総ページ数、白黒・カラーのページ数等の仕様を想定願います。

1 1	仕様書「４．業務概要（１）実態調査」について 「住民基本台帳の閲覧、対象者リストの作成」について、受託者が住民基本台帳を直接閲覧をし、対象者を抽出すると認識しました。この作業を行う上での作業条件をご教示ください。 （ご参考）条件例 ・ 個人情報を含むデータの閲覧・加工などは、すべて県が指定する場所で、職員の立会いのもと実施すること。 ・ 住民基本台帳の閲覧は、システムを直接操作するのではなく、データを県端末にダウンロードするので、それを活用すること。 ・ 個人情報を含むデータの持ち出しは一切できない。	お見込みのとおり、受託者が住民基本台帳を直接閲覧し、対象者を抽出していただくことになります。作業条件については、調査対象となる市町村の取り扱いに関する規定、指示に従ってください。
1 2	仕様書「４．業務概要（１）実態調査」について 「住民基本台帳の閲覧、対象者リストの作成」について、契約書に個人情報保護に係る記載がある場合には、あらかじめ開示いただけますようお願いいたします。	別記「個人情報取扱特記事項」をご参照ください。
1 3	仕様書「４．業務概要（１）実態調査」について 「住民基本台帳の閲覧、対象者リストの作成」について、個人情報を取り扱うことを前提に、県が受託者に求める事項について、あらかじめ認識しておくべきことがあれば、参照すべき文書などをご教示ください。	回答１２のほか、個人情報の保護に関する法律や、奈良県個人情報保護条例等の各種関係法令の内容について、御留意ください。
1 4	仕様書「４．業務概要（４）関係市町村、保健所等を対象とした事業説明会をはじめとする各種打ち合わせ会議の資料・議事録の作成」について 事業説明会の実施回数や開催場所につい	回答７のとおりです。

	て、ご要件があれば、ご教示ください。また、各種打ち合せについて、内容と頻度など、ご要件があればご教示ください。	
1 5	仕様書「4. 業務概要（1）実態調査」について 「アンケート調査」について、「5 市町村程度を想定」とありますが、想定されている市町村名をお聞かせください。	現時点で想定している市町村はありません。契約締結後に受託事業者と相談のうえ、県が決定します。
1 6	仕様書「4. 業務概要（4）関係市町村、保健所等を対象とした事業説明会をはじめとする各種打ち合わせ会議の資料・議事録の作成」について 開催回数、開催時期の想定をお聞かせください。	回答7のとおりです。